

広域漁業調整委員会について

1 委員会の設置

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関（国家行政組織法第8条の3に基づく特別の機関）として設置されています。（漁業法第110条）

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- ・ 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

- ①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ②資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成され、それぞれの構成委員は以下のとおりです。（漁業法第111条）委員の任期は4年と定められています。

- ①太平洋広域漁業調整委員会委員数：全28名
（うち都道府県互選委員18名、農林水産大臣選任委員（漁業者代表7名、学識経験者3名））
- ②瀬戸内海広域漁業調整委員会数：全14名
（うち都道府県互選委員11名、農林水産大臣選任委員（学識経験者3名））
- ③日本海・九州西広域漁業調整委員会数：29名
（うち都道府県互選委員19名、農林水産大臣選任委員（漁業者代表7名、学識経験者3名））

漁業法（広域漁業調整委員会関係）抜粋

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条

この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

第四章 漁業調整

（広域漁業調整委員会の指示）

第六十八条

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場（筑後川河口、福岡県及び佐賀県の境界域）に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のため必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 2 前条第一項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の規定による指示については、前条第四項及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項、第八項、

第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第八項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

第六十八条第4項で読み替え後の第六十七条

- 4 第一項の場合において、農林水産大臣は、その指示が妥当でないとき認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、広域漁業調整委員会は、農林水産大臣に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 9 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
- 10 前項の期間は、十五日を下ることはできない。
- 11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申し出に理由がないときは、農林水産大臣は、第八項の申請に係るものに対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

第六章 漁業調整委員会等

(漁業調整委員会)

第八十二条

漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

- 2 海区漁業調整委員会は、都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第八十三条

漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(設置)

第百十条

太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

- 2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

(構成)

第百十一条

広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
 - 二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
 - 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
- 3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
 - 二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
 - 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
- 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
 - 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

(議決の再議)

第一百十二条

農林水産大臣は、広域漁業調整委員会の議決が法令に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、理由を示してこれを再議に付すことができる。ただし、議決があった日から一月を経過したときは、この限りでない。

(解散命令)

第一百十三条

農林水産大臣は、広域漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて水産政策審議会が請求したときは、その解散を命ずることができる。

- 2 前項の規定による農林水産大臣の解散命令を違法であるとしてその取消しを求める訴えは、当事者がその処分があったことを知った日から一月以内に提起しなければならない。この期間は、不変期間とする。

(準用規定)

第一百十四条

第八十五条第二項及び第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六条（委員の辞職の制限）、第九十八条第一項、第三項及び第四項（委員の任期）、第一百条から第一百二条まで（解任及び会議）並びに第一百八条（委員の失職）の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは、「太平洋広域漁業調整委員会にあっては第一百十一条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあっては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあっては同条第四項第二号の委員」と、同項、同条第四項及び第五項並びに第一百条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条中「第八十五条第三項第二号」とあるのは「第一百十一条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号」と、第一百八条中「第一百六条第二項の規定により選出された」とあるのは「第一百十一条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもって充てられた」と読み替えるものとする。

(構成)

第百十四条で準用する第八十五条

- 2 広域漁業調整委員会に会長を置く。会長は委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が太平洋広域漁業調整委員会にあつては第百十一条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員（※学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者）の中からこれを選任する。
- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。
- 6 委員会には書記又は補助員を置くことができる。

(委員の辞職の制限)

第百十四条で準用する第九十六条

委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない。

(委員の任期)

第百十四条で準用する第九十八条

委員の任期は四年とする。

- 3 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 4 委員はその任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の解任)

第百十四条で準用する第百条

農林水産大臣は、特別の事由があるときは、第百十一条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号の委員を解任することができる。

(委員会の会議)

第百十四条で準用する第百一条

広域漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 広域漁業調整委員会の会議は、公開する。
- 4 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

第百十四条で準用する第百二条

委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、広域漁業調整委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員の失職)

第百十四条で準用する第百八条

第百十一条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもって充てられた委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなったときは、その職を失う。

第十章 罰則

第百三十九条

第六十七条第十一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

漁業法施行令（広域漁業調整委員会関係） 抜粋

（会長の職務）

第三条

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

- 2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議）

第二十六条

前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあっては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

（広域漁業調整委員会の会議）

第二十六条で準用する第二十五条

広域漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して広域漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 広域漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、広域漁業調整委員会の会議で定める。

(広域漁業調整委員会を置く海域)

第二十七条

法第一百十条第二項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域について、それぞれ同表の下欄に掲げる海域とする。

太平洋	<p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域</p> <ul style="list-style-type: none">一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から三十二度三十分引いた線二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線三 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点（次号において「A点」という。）に至る直線六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十分四十四秒の点（次号において「B点」という。）に至る直線七 B点から百八十度に引いた線
日本海・九州西海域	<p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域</p>
瀬戸内海	<p>次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <ul style="list-style-type: none">一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司崎灯台に至る直線

国家行政組織法（広域漁業調整委員会関係） 抜粋

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条

国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統括の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第2項の国の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

（審議会等）

第八条

第三条の国の行政機関には、法律の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の期間を置くことができる。

（施設等機関）

第八条の二

第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三

第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規程するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

農林水産省設置法（広域漁業調整委員会関係）抜粋

（広域漁業調整委員会）

第四十条

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定により置かれる太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会は、水産庁に置かれるものとする。

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

- ※1 第六十八条第四項により「農林水産大臣」に読み替える。
- ※2 第六十八条第四項により「広域漁業調整委員会」に読み替える。

- 2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 5 第一項の規定による指示については、第十一条第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第十一条第六項の規定による指示に従つてされた第一項の指示については、第四項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第五項において準用する第十一条第六項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の六第一項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会の委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道	渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室	委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県東部	
		岩手県	岩手	
		宮城県	宮城	
		福島県	福島	
		茨城県	茨城	
	6道県	10海区		
	太平洋南部会	千葉県	千葉	
		東京都	東京	
		神奈川県	神奈川	
		静岡県	静岡	
		愛知県	愛知	
三重県		三重		
和歌山県	和歌山			
徳島県	徳島			
高知県	高知			
愛媛県	愛媛			
大分県	大分			
宮崎県	宮崎			
12都県	12海区			
瀬戸内海広域漁業調整委員会		和歌山県	和歌山	委員数 14 海区代表 11 学識経験者 3
		大阪府	大阪	
		兵庫県	兵庫 瀬戸内海	
		岡山県	岡山	
		広島県	広島 瀬戸内海	
		山口県	山口	
		徳島県	徳島	
		香川県	香川	
		愛媛県	愛媛	
		福岡県	福岡 豊前	
大分県	大分			
11府県	11海区			
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	北海道	石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県西部	
		秋田県	秋田	
		山形県	山形	
		新潟県	新潟、佐渡	
		富山県	富山	
	6道県	12海区		
	日本海西部会	石川県	石川	
		福井県	福井	
		京都府	京都	
		兵庫県	但馬	
	鳥取県	鳥取		
	根川県	島根、隠岐		
	6府県	7海区		
	九州西部会	山口県	山口 日本海	
福岡県		筑前、福岡県有明		
佐賀県		佐賀、松浦、佐賀県有明		
長崎県		長崎県南部、長崎県北部、 五島、対馬		
熊本県		熊本 有明、天草、不知火		
鹿児島県	鹿児島、熊毛、奄美大島			
沖縄県	沖縄			
7県	15海区			

広域漁業調整委員会の海域区分



太平洋広域漁業調整委員会事務規程

（所掌事務）

- 第1条 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 2 委員会は、太平洋海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

（事務局の所在地）

- 第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

（委員会）

- 第3条 委員会は、委員28人をもって組織する。
- 2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

（会長及びその職務）

- 第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第111条第2項第3号の委員の中からこれを選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（会議）

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。
- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第11条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

第14条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、太平洋北部会及び太平洋南部会を置く。

- 2 太平洋北部会は、北海道から茨城県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 3 太平洋南部会は、千葉県から宮崎県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 4 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
 - 二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
 - 三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
- 5 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
- 6 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 7 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
- 8 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

第15条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第16条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該

広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

- 2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月29日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

(以 上)

太平洋南部会事務規程

(所掌事務)

第1条 太平洋南部会（以下「部会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）事務規程第14条第3項において規定される事項の処理に関し調査審議するものとする。

(事務局の所在地)

第2条 部会の事務局は、水産庁内に置く。

(部会長及び部会長職務代理者)

第3条 部会に部会長及び部会長職務代理者を置く。部会長及び部会長職務代理者は委員が互選する。ただし、委員が部会長を互選することができないときは、委員会の会長（以下「会長」という。）が委員の中からこれを選任する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会について、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会長職務代理者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長及び部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときの会議は、会長が招集する。

2 部会長（部会長及び部会長職務代理者がともに欠け又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときは、会長）は、在任委員の3分の1以上の委員から書面で会議の目的たるべき事項を示して部会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、部会を招集しなければならない。

3 部会の会議を招集しようとするときは、部会長は、あらかじめ議事事項並びに部会の日時及び場所を、各委員に通知しなければならない。

第5条 部会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

3 部会の会議は公開とする。

第6条 部会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、部会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでな

い。

第7条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって部会長がこれを許可する。

第8条 部会は、委員会に置かれた専門委員に出席を求めることができる。

2 部会は、必要あると認めるときは、特別の事項に関し、参考人から意見を求めることができる。

3 参考人の選定は、部会の意見を踏まえ、部会長が行う。

第9条 委員は、自己又は親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、部会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 部会長は、次の事項を記載した部会の議事録を作成するものとする。

一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所

二 出席委員の氏名

三 付議事項

四 議事

五 議決の数

六 報告書

七 答申書又は具申書

八 その他重要な事項

第11条 議事録は、部会長及び部会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(専門部会の設置)

第13条 部会は、その議決により、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。

3 専門部会の属すべき委員及び専門委員は、部会長が指名する。

4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については、全員の一致により決するものとする。

5 専門部会は、その調査審議の結果を部会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、部会の議決によって行う。

(庶務)

第15条 部会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第16条 この規定に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月30日より適用する。